

# 札幌市公文書管理審議会（第5回）

## 会 議 録

平成24年11月29日（木）午後6時開会  
札幌市役所 18階 第4常任委員会会議室

## 1. 開 会

○大濱会長 それでは、定刻になりましたので、第5回の審議会を開催したいと思います。  
夜の開催になりましたが、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から、報告事項をよろしく願いします。

○事務局（渡邊行政部長） 報告事項でございますけれども、本日の配付資料は、会議次第と、資料1及び資料2でございます。

なお、この資料の内容につきましては、事前にお送りさせていただいているものから、変更はございません。

以上でございます。

○大濱会長 ありがとうございます。

## 2. 報 告

○大濱会長 それから、私の方で、前回確定した答申書の手交をしました。審議に基づく保存期間基準及び重要公文書の該当基準についての答申書を、11月27日の午後2時に市長に渡しました。

そのときに、主に三つの事柄を申し上げました。

第1点として、公文書館というのは、市民教育の場である。それであるがゆえに、市民参加とか開かれた市政ということを使うのであれば、市長の行政にかかわったさまざまな記録、市長室におけるメモ類も含めて残すような努力をしていただきたい。一般に、ほかのところを見ると、市長なり知事なりのそういうものがほとんど残されない現状があるので、市長の身のまわりの記録を公文書としてしっかりと残すことで、新しい先例を開いていただきたいということ。

第2点として、文書の廃棄権限が行政部局にあるわけですが、その点は、市民から不審な目で見られることもあるので、今度の第2次答申で申し上げるけれども、審議会にきちんとした権限が持てるような事柄を考慮していただきたい。そういう意味において行政当局が公文書等を恣意的に廃棄していると市民に思われないようにすることが開かれた市政を地に根ざすためにも大事なことであるということ。

第3点として、この公文書館が運営するためにはどうしても専門職が必要なのであって、今の厳しい状況ではなかなか難しいかもわからないけれども、きちんとした専門職、特に、行政とか法律がわかるような方々、若い専門職を育てていくという形で、人員配置をお願いしたい。当面は、行政実務を終わられたような方たちの知恵を借り、その手助けで運営していかざるを得ないのが現状であるでしょうが、近い将来には可能な限り公文書担当の専門職を新規採用するなどして公文書館の強化を図っていただきたいということ。

この3点を申し上げました。

そして、時間があつたので、公文書館をとりまく問題、内閣の記録のみならず、知事市

長等の責任者の記録が残されていないがために政策決定の在り方が不明であるところに政治不信の根があるのではないか等、それらをめぐる話を幾つかしたということです。

なお、そのときに手交した答申書は、既にお配りしてあるので、今回の配布資料には添えておりません。

よろしゅうございますか。

### 3. 議 事

○大濱会長 では、議事に入りますが、議事録は、既にお配りしてあるので確認されたと思いますので、確認してよろしゅうございますね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、きょうは、公文書廃棄のあり方で、前回の審議を踏まえて、私の私案という形で事務局と調整したものが資料2として配布してあります。なお、時間の関係で審議できなかった事項があるわけですが、それを除いた答申書になっています。具体的に、廃棄についての市民の情報提供のあり方という部分については、きょう審議をして、その結果を答申書につなげていきたいと思えます。

まず最初に、前回審議したものについての答申内容について、資料2の答申案に基づき意見交換をしたのち、資料1の前回の審議で積み残しとなった部分について審議したいと思えます。

よろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、事前に委員の皆さんに送付してあるので、念のため、ここで事務局に読んでもらい、資料2の前回審議した部分の答申案についての問題を確認したいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

では、よろしく願います。

○事務局(高井文書事務担当係長) それでは、廃棄のあり方の答申書素案について、お読みいたします。

まず、1ページ目の「はじめに」からです。

「本審議会は、この答申に先立ち、平成24年11月27日に廃棄と表裏の関係にある公文書をどう残すかという基準を示した『保存期間基準及び重要公文書該当基準編』を答申いたしました。

行政機関では業務の遂行に当たり多様な公文書が作成されており、その数は膨大な量となります。そのため文書には業務の必要度による保存期間を定めることで、業務の効率的運営が目指されています。これら文書の整理廃棄は、市役所を円滑に機能させ、業務を効率的に遂行していく上で必要なことです。

札幌市では、この文書の整理廃棄が恣意的に行われないように、札幌市公文書管理条例(以下『条例』という。)の制定及び札幌市公文書館を設置し、市の業務のために一定の

期間使用又は保存された公文書のうち、後世に置いて市政検証の重要資料となり得るものを公文書館に移管し、永久保存することで、行政運営に活用するのみならず、市民が市の営みを検証できることに道を開くことを目指しております。

公文書館で永久保存される必要がないと判断された公文書は、一定の保存期間が満了すると、廃棄されることになります。

条例では、市の各実施機関が廃棄と定めたものに対して、必要に応じて公文書館が移管の求めを行うことはできますが、各実施機関に移管又は廃棄を決定する権限を付託しています。このことは、公文書館にしても市役所の一機関にすぎず、市役所の都合で廃棄決定されるのではないかという疑念を抱かせ、行政への信頼を揺るがしかねません。

本審議会は、このような危惧に対処し、公文書館の権威を高めるべく、第三者機関として文書の廃棄に対してどのように関与できるのか、また適正な公文書の廃棄を行うために市が行うべき方策を検討してきました。この答申を参考に適正な文書廃棄を行うことを期待してやみません。

### 1 現状分析

札幌市では、毎年10万冊前後の公文書が作成されている。このうち、これまで永年保存とされてきたものは、5パーセントに満たないと推定され、残りの95パーセント以上は保存が満了すると廃棄されてきた。この廃棄数自体は、全国的に見て、適正な数値である。

1年当たりの廃棄対象になる公文書の簿冊を仮に9万6千冊とした場合、簿冊名称や文書保管課などを記載した一覧表は、A4版用紙1ページに30件記載したもので、3,200ページにもなる。

### 2 廃棄対象簿冊を点検する機関

公文書管理条例第5条第7項により、実施機関が廃棄の措置を取るべきと定めた簿冊であっても、公文書館が重要公文書に該当すると認めるときは、実施機関に対して移管の措置を採ることを求めることができる。

これは、公文書館が廃棄対象簿冊全件を点検することが前提となっている。仮に全件点検を行わなければ、文書作成課又は文書保管課だけの判断で廃棄決定が下されることになる。

公文書館の前身である文化資料室は、これまで10年以上にわたって、永年保存以外の有期限の廃棄対象簿冊全件の中から、将来の公文書館設置を視野に入れ、市政を検証する運営で重要な公文書を試行的に選別してきた。

本審議会としては、公文書館開設後の人員配置が限られた時間内で確実な点検を可能とする体制となることを望むものではあるが、文化資料室のこれまでの選別の経験やノウハウを最大限に活用し、効率的な点検方法を確立することを期待する。

### 3 公文書管理審議会の関与

条例上、公文書管理審議会が文書廃棄の過程で関与することは明文では規定されてい

い。

しかし、第三者機関が移管、廃棄に関わることは、実施機関による恣意的廃棄という疑念を晴らし、行政運営の透明性を確保する運営からも強く求められている。そこで、以下の項目を提言する。

(1) 公文書館が移管の措置を求めたにもかかわらず、実施機関が求めを参酌しないなど、公文書館と実施機関の間で協議が整わない簿冊の取扱いについて、公文書管理審議会の意見を聴くこと。

(2) 10年以上保存した公文書を廃棄する場合は、その一覧表を廃棄予定年度の前の年度中に、公文書管理審議会が確認した上で必要に応じ意見を述べるができるようにすること。

なお、(2)において、10年以上保存した公文書を対象にしたのは、保存期間基準の改正及び重要公文書該当基準の設定が、主に10年保存及び30年保存を対象としたものであり、廃棄については、慎重を期す必要があると判断したところによる。

また、保存機関が10年未満の公文書は、従来の保存期間基準と実質的に変更がなく定例的なものが多いことから、公文書館の点検で十分と判断した。

#### 4 廃棄簿冊一覧表の作成について

毎年度廃棄の決定を行った簿冊の一覧表は、公文書として作成、公文書館において保存公開すること。」。

○大濱会長 ありがとうございます。

それでは、「はじめに」で何かご意見はございますか。

○安藤委員 内容には全く異存はございませんが、表現のところだけです。

まず、もしそのままいいということであれば、そのままいいのですけれども、第2段落の「行政機関では業務の遂行に当たり多様な公文書が作成されており」の後、これも好みの問題だと思いますが、「その数は膨大な量となります」という表現は、日本語として正しいのかということです。その数は膨大となりますとか、膨大な量となりますとか、その量は膨大となりますとかだったらわかるのですけれども、ちょっと気になりました。

それから、次の段落の「札幌市では」で始まる段落です。これは、読みやすさだけの問題ですが、「札幌市では、この文書の整理廃棄が恣意的に行われないように、札幌市公文書管理条例の制定及び札幌市公文書館を設置し」という言い回しは、「及び」で結んでいるので、「制定するとともに札幌市公文書館を設置し」などとしないと読みづらいのかなと思います。

それから、次の段落です。これは、前の段落とのつながりですけれども、「公文書館で永久保存される必要がないと判断された公文書は」というところの前に、「しかしながら」などを入れた方が、前とのつながりはよくなると思いますので、その点はちょっとご検討いただければと思います。

○大濱会長 ありがとうございます。今のように修正しましょう。

その方が日本語になっているからね。よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、そのようにします。

では、後の方で何か問題はございますか。2ページ以下です。

○新堂委員 忘れてしまったのですが、2ページの1の現状分析のところ、「永年保存とされてきたものは、5パーセントに満たない」と書いてあるのですけれども、後ろの公文書管理審議会の関与のところ、「10年以上保存した公文書を廃棄する場合は」ということで、10年以上となっております。現状分析の数字の5%は、かつてだから、前の基準ですので、10年保存との関係で、現状分析のところ、10年保存だというふうにした文書がどれだけあるのか。また、永年保存した文書は5%と書いてあるのですけれども、10年以上保存した文書が何%あるというふうに現状分析のところに書いておいていただけると、現状がわかりやすいのかなと思いました。

○大濱会長 大体わかりますか。

○事務局(高井文書事務担当係長) わかります。

○新堂委員 何%というのもわかりますか。

○事務局(高井文書事務担当係長) 実際の発生ベースでいきますと、10年保存は大体4%ぐらいです。

○新堂委員 この5%は永年保存で、その上に4%あるということですか。

○事務局(高井文書事務担当係長) そうです。ただ、5%の永年というのは、恐らく、ほとんど永久保存されると見ているので、かなり少なくなるだろうという予想です。10年保存は、4%で、4,000冊ぐらい発生しているのですけれども、それは、逆に、ほとんどが廃棄対象になります。

○新堂委員 現状分析の中にそういう数字を入れておいていただけると親切かなと思います。

○大濱会長 では、そういう形で処理します。

ほかにございますか。

○鈴江副会長 今のところで、5%は適正な数値という言い方がされておりますが、これは、どういう意味で適正だということですか。

○事務局(高井文書事務担当係長) ほかの公文書館の実績のあるところの数値と比較してということですよ。

○大濱会長 だから、他のところも大体5%前後で3%ぐらいというような意味合いでの適正です。だから、これが正しいということではなくて、平均的ですよという意味です。

○鈴江副会長 そういう意味ですね。

○大濱会長 平均的な数値であるにしておきますか。その方がいいですね。適正というと、だれが決めたと言いかねないから、平均的な数値であるとします。

ほかにございますか。

○鈴江副会長 話が、「はじめに」のところを越えていますが、いいですか。

一般的にこれでいいと思いますけれども、3の「この審議会が文書廃棄の過程に関与すること」ですけれども、明文は記載されていないということです。これは、関与することの根拠というのは、明文ではないけれども、何条かという根拠がありますよね。それは何になりますか。

○事務局（高井文書事務担当係長） 条例で申し上げますと、第32条の第3項に、審議会は前項に規定する事項のほかということで、前項というのは不服申立てです。それ以外で、公文書の管理に係る施策に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができるという条文です。

○鈴江副会長 私もそうだと思いますけれども、そのことをうたわなくてもいいですか。

廃棄という文字はないということだけがあって、その根拠がちゃんと規定されているわけですから、それはうたった方がいいと思います。

○大濱会長 そうすると、明文では規定されていないが、第何条第何項によると。

○鈴江副会長 何項によるだけけれども、明文では規定されていないという言い方になります。

○大濱会長 そうすると、関与することは、第何条何項の規定でできるが……。

関与することは、明文では規定されていないが、第何条何項によって云々とやりますか。

○新堂委員 参照ということは割とよくやります。

○大濱会長 括弧で、後ろでね。

○新堂委員 何条を参照というふうにすると。

○大濱会長 では、そうしましょう。

ほかにございますか。

○安藤委員 その点で確認ですけれども、厳密なことを言った場合に、条例上、公文書管理審議会が、文書廃棄の過程で関与することは明文では規定されていないということと、条例の32条2項の中で、特定重要公文書の廃棄に関する諮問を受けることにはなっているのです。市長が特定重要公文書を廃棄する場合は、審議会に諮問をする。

これは、諮問しなければならない、諮問することができる。

○事務局（高井文書事務担当係長） 29条2項というのは、公文書館へ行った文書で、一旦永久保存というふうに判断した貴重な文書ですので、それを廃棄する場合は、しなければならないです。

○安藤委員 わかりました。公文書館に行った後の話で、ここに書いてあるのは、要は、公文書館に行かないで廃棄するときの話だからというのはわかりました。

ありがとうございます。

○山下委員 今の話ですけれども、今、議論しているのは、行政組織の内部での話ですね。公文書館とある別の各課との間で協議が整わなかったというような話で、聞きたいのは、今の条例に規定がないわけですけれども、この関与に関する規定を今後入れるというよう

なお考えはないのですか。これは、あくまで内部的な規定なので、条例に入れなくてもよいというお考えなのか、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局（川原総務課長） そのほかにもいろいろ重要な事項があると思いますので、それについては、重要な事項ということで、規定をしておけば、一つ一つ条例に入れる必要はないのではないのかと考えております。

○山下委員 条例に入れるかどうかはともかくとして、内規というか、内部的な規則としてこの規定は置いておいた方が、協議が整わないときとか、そこで審議会が関与するというのは、ある程度きちんとした手続だと思うので、それを条例の第32条第3項に基づいて関与するというのは、ちょっとずさんというか、大ざっぱ過ぎるのではないかという気がします。

○大濱会長 そこが難しいですね。内規的な形で、法律的なことはよくわからないけれども、審議会の権限みたいなものはこういうふうにしたいですということをきちんと打ち出して、市長に認めさせるということではないかと思うのです。

これは、親法の公文書管理法自体がこういう形のものになっているわけです。結局、公文書館は、内閣総理大臣に物を言うという形にしかなくなっていません。ですから、それでは余りに弱いから、ここでは、審議会が積極的に関与する形で考えてほしいというか、そういう答申になっているのです。

そういう方向性がここで議論した全委員の意向だから、それで市長には手渡すときに、そのことを改めて申し上げて、第2次答申でちゃんとしますからということを行っているのです。ですから、この第2次答申を渡すときに、審議会の権限を内規的なものできちんとしてほしいのですが、よろしゅうございますかという話をすればいいと思っていたのです。

よろしゅうございますか。

○山下委員 はい。

○大濱会長 では、このところは、今言われた平均的、あるいは文章の部分、それから参照を入れるという形で整理いたします。

それでは次に、市民への情報提供の問題だけが残っていますので、今からもう少しこの審議をしていただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（川原総務課長） それでは、お配りした資料1でございます。

資料1の裏面です。

4の市民への情報提供の方法と、5の平成25年度廃棄予定簿冊の取扱いという2点について、説明をさせていただきたいと思います。

前回の説明と少し重複する部分もございますけれども、まず、4の市民への情報提供の方法について、ご説明させていただきます。

公文書管理条例では、公文書が市民の知る権利を具体化するための市民の共有財産であるということを定めておりまして、このような公文書の重要性から、公文書の廃棄につい

ては慎重に行うべきという考え方から、廃棄のあり方について、審議会にご審議をいただいているところでございます。さらに、廃棄に当たりましては、市民への情報提供について検討すべきであるという指摘も議会からなされております。

本市といたしましては、市民への情報提供のあり方、市民意見の反映の方法などを検討する必要があるというふうに考えてございます。

情報提供の方法といたしましては、ここに記載させていただきましたように、審議会における審議の公開、審議会における廃棄対象簿冊の確認についての審議を公開して、配布資料や議事録について公開するという方法です。それから、廃棄後、廃棄簿冊の一覧を保存して、それを市民に公開していくという方法が考えられると思います。

それから、その他といたしましては、例えば、審議会での審議のほか、市民に廃棄対象簿冊について意見を募るなどの方法や、そこまでは行わなくても、廃棄対象簿冊について、廃棄の前に一覧を市民に情報提供するという方法なども考えられるかなというところがございます。

廃棄のあり方の一環として、この点についても、どのような方法で市民へ情報提供を行うべきであるか、ご意見をちょうだいしたいと考えております。

続きまして、資料1の5番目のところがございますけれども、平成25年度廃棄予定簿冊の取扱いについても、ご意見をいただきたいと思っております。

今年度、保存期間が満了する予定の簿冊には、現行の保存期間が永年である簿冊を30年保存に変更するということから、昭和57年度以前の永年簿冊につきましては、今年度末で既に30年以上の保存期間が経過していることとなりますことから、保存期間満了となりまして、そのほかの10年保存などの従来の有期限である簿冊で、本年度末に保存期間を満了する簿冊と併せまして、来年度、平成25年度に公文書館への移管又は廃棄を行う対象となります。

これらの今年度末に保存期間が満了する予定の簿冊につきましては、保存期間の満了延長の決定と、満了とする簿冊の中で、公文書館に移管する簿冊と廃棄する簿冊の選別を、現在、作業として行っているところでございます。

先ほどの答申案によりますと10年以上保存した廃棄予定簿冊について、審議会で見覧による廃棄の妥当性の確認を行っていただくことになっております。この確認対象を、条例の本格施行後の平成25年度以降に保存期間が満了である簿冊とするのか、あるいは、今年度末に保存期間が満了し、移管対象とせずに平成25年度に廃棄とする簿冊についても対象とすべきかについて、ご意見をちょうだいしたいと考えてございます。

なお、資料1の3の(3)のところにも記載しておりますとおり、平成25年度に保存期間が満了する簿冊についての保存期間満了、延長及び移管、廃棄の市としての決定は、平成25年の2月か3月になる見込みでございます。このため、平成25年度廃棄予定簿冊について、前回ご審議いただきまして、きょう決定をいただきました廃棄決定の妥当性の確認を行っていただく場合、その確認の対象簿冊については、一旦保存期間を延長いた

しまして、来年度の早期に廃棄の妥当性の確認を行っていただくことになるかなというふうに考えております。

以上が事務局からの説明であります。

○大濱会長 市民への情報提供の方法が幾つか出てきておりますが、何かご意見ございますか。

市民への情報提供となると、廃棄リストを全部見せて、何かあったらそれを見に来させるといふ、要するに、10年以前のも含めてやるのは、すごく不経済だし、逆に、困惑を招くだけだろうと思うのです。ですから、ある意味で言うと、前にもちょっと触れましたけれども、この委員会がきちんと責任を持って10年以後のものを確認し、そして、その審議の経過は、公開されているし、配布資料や議事録も公開されているし、なぜそうなったかということも見られるわけです。そして、そこで決まった廃棄簿冊一覧は、ここで保存されていて、公文書館で見られるようになっていくわけですから、ある意味で言えば、審議会がその辺についてのきちんとした説明責任を果たせるということにしておいた方がいいのではないかと思っておりますが、いかがですか。

聞くところによると、ある県では、委員会がわからなくて、県民にみんなやると言ったら県民の方も困って、今、デッドロックの状態です。もっと言えば、専門家をまた雇ってきてやるかという話も伺っていますけれども、やはり、ここの審議会がそれだけの内的権威性を持ってきちんと確認し、説明責任を果たすという形にしていけば、問題はないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村委員 それは、具体的にどういうことを指すのですか。

○大濱会長 ですから、10年以前のものは、もう事務的な形の廃棄をしていきますね。そして、10年以上のものについては、ここにおいて、廃棄するか否か、要するに、そのリスト全部を確認するわけで、その過程の中における議論は議事録で出てくるだろうし、それは公開される。そこでどのような議論がなされたかはわかる。その議論をふまえ審議会がなぜそれを廃棄にしたかという説明責任をきちんと果たしていくことにしようということです。

これが非常に難しいのは、例えばある市民が廃棄リストの中の文書を見て廃棄するかどうか私で決めさせてくださいと言ったときに、それに応じるとすれば、そこには当然、守秘義務がともなうだけに、その対応に時間と事務負担がかかる。

その辺のところをどうするかということ言えば、やはり、ここできちんときちんと廃棄等に関与していくことで説明責任を果たすのが妥当だろうと思います。

○安藤委員 情報提供の方法としては、私も、今のよう形でいいのではないかと思います。1点確認させていただきたいのは、条例上、委員会のこの審議、例えば、この廃棄についての審議を行ったとして、委員会の審議自体は、原則公開で、配布資料、議事録も含めて公開というのが原則ということよろしいですね。

それは、配布資料も公開するけれども、配布されない、例えば、リストをこの場で確認

する。確認のためだけに配布するわけではなくて、それはどちらなのですか。

○事務局（川原総務課長） リストも、基本的には公開になると思います。

○安藤委員 これは、実際にそういう形で審議会を行ったわけではないので、想像の範囲を出ないのですが、私は、北海道で情報公開・個人情報保護審査会の委員をやっておりまして、当然ながら、道民から文書開示請求がなされて、それについて、規定に基づいて、開示対象ではない部分についての異議申立て手続などがありますけれども、これは札幌市でも同じ状況だと思えます。

そうしますと、ここの審議会におけるリストがどういう内容なのか、あるいは、そのリストに基づいて、これは中身を実際に検討した方がいいのではないかとすることに仮になったとして、その中身を見た場合に、情報公開の趣旨では開示対象ではないものについて、そこから出てしまうことがないようにしなくてはいけない、そういう点はちょっと留意する必要があると思えます。

○大濱会長 当然、そうですね。

○事務局（川原総務課長） リストは公開としても、それに基づいて、例えば、何か簿冊を確認するという場合に、簿冊の中に非開示情報も含まれている可能性があります。ですから、その簿冊については、今、委員がおっしゃられましたように、同じように、直ちに市民の方にも公開していくという話にはならないと思えます。

○大濱会長 だから、仮に、そういう問題が出て、議事録の中でそれがあっても、そのところは議事録上では載せられない、載せてはならない問題ということですね。

○安藤委員 発言としても出てきておりますので……。

○大濱会長 その辺については、対応をきちんとしておかなければならないです。

○新堂委員 そうすると、審議会では、きちんと議論しなければいけないと思うのですが、最終的に公開されるときに伏せ字になるということなのですか。

○大濱会長 もし、そういうものがあればですね。

○新堂委員 私は、札幌市の情報公開の方をやっているのですが、何を公開して、何を公開しないのかということ判断するのは意外と大変なので、伏せ字にするしない、そこまで簿冊を見るところは余りないとは思いますが、それでも、ちゃんと審査会があって、これは公開してもいい、これは公開してはだめだということを条例に基づいて判断していくのもかなり大変なので、それをどこがやるのか。審議は自由にした方がいいと思うので、公開なのですが、最終的に公開するとき伏せ字にする権限をだれが持つかというのは、すごく難しいし、大変な作業なのではないかと思えます。その辺はどうなるのでしょうか。

○事務局（川原総務課長） 最終的には、事務局の方でその辺は考えてやっていきたいと思えますけれども、例えば、会議の中で非開示にかかわるような情報が議論されるという話になりますと、場合によっては、会議の公開、非公開自体からちょっと考えていかなければいけないというふうになるかと思えます。

○大濱会長 ですから、もし、そういうものが予測されたときは、最初から非公開で審議をするという形にした方がいいのではないですか。

何が出てくるかわからないのです。それだけに、それぐらいの慎重さをもって、可能な限り公開していくという方向性でいくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、こういう内容で、先ほど決まった答申の最後につけ加えてよろしいですか。

市は、本審議会の審議内容や配布資料を、これまでも市のホームページで逐一公表している。廃棄についても、審議と同様に公表することで市民への情報提供を行い、かつ、適切にその説明責任を果たすというような内容のものをつけ加えるということによろしゅうございますか。

○新堂委員 先ほどの注意書きはしなくていいのですか。

○大濱会長 わざわざ答申に書かない方がいいと思います。

○新堂委員 公開される情報とか、公開してはいけない情報とか、かなりセンシティブな問題なので、非公開とすることができるみたいな、権限みたいなものはちょっと入れておいた方がいいと思います。

○大濱会長 そうすると、的確、適切にその責任を果たすことにすると。なお、非公開にかかわる重要な情報というか、非開示情報ですか。

○新堂委員 それは、情報公開の条例にのっとった言葉を使えばいいと思いますけれども、その条例上、公開されない情報については、会議全体を非公開にすることができる。

○大濱会長 では、そういう形でやります。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、そのように答申に書くことにします。

それでは、次の議題として、平成25年度の廃棄予定簿冊の取り扱いですが、今の話は、これから始まるわけで、かなりの厳しい時間設定があります。それで、事務局の事務量等を考えれば、ここにあるように、確認作業について、場合によれば、保存期間を延長して次年度に行うことがあるということをご理解いただけましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、そのような形でさせていただきます。

事務局から何かありますか。

○事務局(川原総務課長) いえ、結構です。

○大濱会長 では、そういう形にします。

それでは、先ほどの意見を踏まえて、答申書に今のものを盛り込んでいきます。特に、きょう、非公開にせざるを得ないものもあるということが出てきたことは大変よかったと思っております。

もし、委員の皆さんから意見がなければ、保存期間の延長のことも決まりましたので、次に、第6回審議会の問題があります。年内は、きょうで終わりにして、来年1月の開催を事務局に調整してもらいます。

〔次回審議会の日程調整〕

○大濱会長 では、次回は、2月4日から8日くらいの辺りで調整してください。

それでは、用意してほしい資料等があれば、次回までに事務局に言ってください。

では、先ほどの答申をきちんとまとめて、最終的にまた皆さんのご意見があれば、そこで伺う形にしたいと思います。改めてまた2次答申の中で、審議会の問題というのは、きちんとかなり重要だという形を市長には、改めてまた申そうかと思っております。

4. 閉 会

○大濱会長 夜のこんな時間になりましたけれども、これで第5回審議会を終わらせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

以 上